

令和3年10月西郷村農業委員会総会議事録

日時：令和3年10月15日（金）

午後1時30分

会場：西郷村文化センター大研修室

（会長挨拶）

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

（新規）

- （1）議案第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第22号）
- （2）議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第23号）
- （3）議案第104号 農地法第4条（第5条）の規定による許可後の事業計画変更申請について（事案第4号）
- （4）議案第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第37号）
- （5）議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第38号）
- （6）議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第39号）
- （7）議案第108号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第40号）
- （8）議案第109号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第41号）
- （9）議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第42号）

- (10) 議案第111号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第42号)
- (11) 議案第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第42号)
- (12) 議案第113号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第42号)
- (13) 議案第114号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第42号)
- (14) 議案第115号 農地の現況確認証明について(事案第6号)
- (15) 議案第116号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)

5 報 告

- (1) 報告第 7号 事業計画届出書について
- (2) 報告第 8号 事業計画届出書について
- (3) 報告第 9号 事業計画届出書について
- (4) 報告第 10号 事業計画届出書について
- (5) 報告第 11号 事業計画届出書について

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

出席委員

- | | | | |
|----|-----------------|---|--------------|
| 12 | 花 安 紀 夫 委員 (会長) | 1 | 鈴 木 宗 広 委員 |
| 2 | 岩 鍋 國 雄 委員 | 3 | 小 山 田 祐 一 委員 |
| 4 | 近 藤 富美雄 委員 | 5 | 眞 船 正 広 委員 |
| 6 | 小 林 彰 委員 | 7 | 遠 藤 知 志 委員 |
| 8 | 後 藤 功 委員 | 9 | 高 橋 正 人 委員 |
| 10 | 島 田 弘 美 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|---|------------|----|------------|
| 7 | 藤 井 くに子 委員 | 12 | 眞 船 良 二 委員 |
|---|------------|----|------------|

欠席委員

- 11 圓 谷 光 良 委員 (職務代理者)

欠席推進委員

- | | | | |
|----|------------|----|------------|
| 1 | 大 竹 正 樹 委員 | 2 | 鈴 木 勝 晴 委員 |
| 3 | 鈴 木 武 男 委員 | 4 | 武 田 永 子 委員 |
| 5 | 平 山 金 二 委員 | 6 | 今 井 修 一 委員 |
| 8 | 鈴 木 千代美 委員 | 9 | 小 林 章 一 委員 |
| 10 | 嶋 名 恵 子 委員 | 11 | 荒 木 達 夫 委員 |
| 13 | 須 藤 好 行 委員 | 14 | 梅 宮 與 三 委員 |

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局 小 松 紀 貴 鈴 木 義 和 根 本 知 子

午後 1時30分開会

会長挨拶

○事務局（小松） それでは、ちょうど定刻となりましたので、ただいまより農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。

まず初めに、会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（花安） 皆さん、こんにちは。

本当に、大体、稲刈りもおおむねということで、今日あたり一番忙しいときだというふうを考えておりますが、ご参加を賜りまして誠にありがとうございました。

本日は、15件、議案が15件で、あと報告5件というようなことですので、忌憚のないご意見を頂戴しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

1 開会の宣告

○事務局（小松） ありがとうございます。

それでは、西郷村農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。よろしくお願いします。

2 定足数の確認

○議長（会長） 早速議事に入りたいのですが、本日は、欠席委員、圓谷職務代理者が欠席でございます。あとは、推進委員、7番の藤井くに子委員、それから12番の眞船良二委員に出席をお願いしております。

3 議事録署名人の選出

○議長（会長） なお、本日の議事録署名人でございますが、先月お休みになりました高橋正人委員をお願いして、さらには2番の岩鍋國雄委員をお願いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

4 議 事

○議長（会長） それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議案第102号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局に説明をお願いします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員7番藤井くんに子委員に現地調査結果報告をお願いします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くんに子ですが、議案第102号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、高橋農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は、4ページの現地調査書のとおりで、地目及び現況は畑で管理されており、譲受人が経営規模拡大ということで、今後も継続的に利用が見込まれます。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました高橋委員、何かありますか。

〔「ないです」〕

○議長（会長） ないようでございますので、次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（小松） それでは、6ページをご覧ください。

こちら、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。よろしく願います。異議ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） 異議なしと認め、それでは、採決をいたします。

決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員でございますので、議案第102号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第103号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査を行っておりますので、調査報告を、地区担当推進委員7番藤井くんに子委員をお願いをいたします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くんに子ですが、議案第103号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、高橋農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は11ページの現地調査書のとおりで、地目及び現況は畑で管理されており、譲受人が経営規模拡大ということで、今後も継続的に利用が見込まれます。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました高橋委員、ありませんか。

〔「ないです」〕

○議長（会長） ないということでございますので、現地調査結果の報告を終わります。

続きまして、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） それでは、16ページをご覧ください。

こちら、農地法第3条の第2項各号のうち、2から7号には該当しないということで、許可

相当と判断はされるんですが、2項の1号、内容でいきますと、耕作目的で農地を取得でない場合、取得後に農地を効率的に活用すると認められない場合は駄目ですよということになっておりまして、今回、譲受人の下山田さん、住所がまず東京都にお住まいの方であるということと、事務局のほうで確認したところ、全委託で、今現在の所有の農地に対しても、利用権を設定して貸し借りをを行っているという18条の利用権設定ではなく、全委託ということで、草刈りから種まき、田植、刈取りというのを全委託でやっているような状況にありますので、その部分が18条の利用権設定ではちょっと駄目じゃないかなという事務局判断でもあるのですが、この自ら耕作するということに当てはまらないのではないかなとは思っているのですが、今回、全委託ということで、委託業務の人員等の目安も出しているところから、こちらが自ら耕作しているのに入るのか入らないのかを、ちょっと農業委員の皆さんに判断していただきたいと思っております。

なかなかちょっと難しいと思いますので、すみませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（会長） ただいまの説明でございますが、皆さんのご意見を頂戴したいと思います。よろしく願いします。

〔発言なし〕

○議長（会長） 特別ないようですので、このままでいいですか。異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） それでは、異議ないというようなことでございますので、採決をいたします。決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 挙手全員でございますので、議案第103号は原案のとおり決定をいたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第104号並びに議案第105号、農地法の関係で、第5条第1項の関係ございまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」〕

○議長（会長） それでは、事務局、お願いをいたします。104号並びに105号の事務局の議案の説明をお願いします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いをいたします。地区担当推進委員 7 番藤井くんに子委員をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○7 番推進委員（藤井） 推進委員 7 番藤井くんに子ですが、議案第104号及び議案第105号、農地法第 4 条（第 5 条）の規定による許可後の事業計画変更申請について及び農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和 3 年 9 月 30 日、私、小山田農業委員、事務局 2 名の合計 4 名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は31ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、駐車場用地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました小山田委員、今の説明でよろしいですか。

〔「はい」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） 32ページをご覧ください。

農地の区分といたしまして、第 3 種農地となります。許可基準に定める農地区分の該当事項といたしまして、3-b-③、未線引都計用途地域内農地となります。

続きまして、33ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては計画区域内、地域地区の種類といたしまして第 2 種住居地域、農業振興地域は振興地域外、農用地区域につきましては農用地区域外、以上のことから、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（会長） 挙手全員でございます。ありがとうございました。

よって、議案第104号及び議案第105号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第106号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員7番藤井くに子委員に現地調査結果の報告をお願いします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くに子ですが、議案第106号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、小山田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は41ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、進入路及び一般住宅用としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地の調査の報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございました。

同行いたしました小山田委員、異議はありませんか。

[「異議なし」]

○議長（会長） ありがとうございました。

それでは、次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） それでは、42ページをご覧ください。

農地の区分といたしまして第2種農地、該当事項と判断した経緯といたしまして、その他の農地となっております。

続きまして、43ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては計画区域外、農業振興地域につきましては振興地域内、農用地区域につきましては農用地区域外、以上のことから、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員でありますので、議案第106号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 続きまして、議案第107号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

本日記りました別の用紙でありますので、それぞれお願いします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告を地区担当推進委員眞船良二委員をお願いいたします。

○12番推進委員（眞船） 推進委員の12番眞船良二ですが、議案第107号、農地法第5条第1

項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和3年9月30日、私、職務代理者圓谷農業委員、岩鍋農業委員、中島村農業委員会会長
円谷会長、事務局2名、合計6名で現地調査及び確認をしてきました。現地の調査結果は53
ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、キャンプ地他体験施
設等敷地としての転用ですが、周辺の農地にも影響することなく、特に問題はないと判断して
います。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました岩鍋委員、どうでしょうか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 現場の会長さんも行ってくれましたので、現地を見てきてくれました。あり
がとうございました。

それでは、現地調査結果を終わらして、次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願い
します。

○事務局（小松） それでは、54ページをご覧ください。

こちら、農地の区分といたしまして第2種農地、該当事項とした判断理由といたしまして、
その他の農地となっております。

続きまして、55ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては計画区域外、農業振興地域につきましては振興地域内、農用地
区域につきましては農用地区域外、以上のことから、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願い
します。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（会長） 全員賛成でございますので、議案第107号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査の結果報告をお願いいたします。地区担当推進委員の7番藤井くにご子委員をお願いいたします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くにご子ですが、議案第108号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、小山田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は63ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、資材・車両置場用敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございました。

同行いたしました小山田委員、異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（会長） ありがとうございました。

それでは、次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） それでは、64ページをご覧ください。

農地の区分といたしまして第3種農地、該当事項とした判断理由といたしまして、未線引都計用途地域内農地となっております。

続きまして、65ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては計画区域内、地域地区の種類といたしまして工業地域となっております。農業振興地域、農用地区域につきましても、それぞれ区域外となっております。

以上のことから、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員でありますので、議案第108号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第109号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査を行っております。地区担当推進委員の7番藤井くに子委員をお願いをいたします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くに子ですが、議案第109号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、高橋農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は73ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、一般住宅用地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地の調査結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました高橋委員、何もありませんか。

〔「ないです」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

それでは、次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） それでは、74ページをご覧ください。

こちらの農地区分といたしまして第3種農地、該当事項とした判断理由といたしまして、公共施設便益地域内農地となっております。

続きまして、75ページをご覧ください。

都市計画区域は都市計画区域外、農業振興地域につきましては振興地域内、農用地区域につきましては農用地区域外、以上のことから、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、議案第109号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございます。

○議長（会長） 次に、議案第110号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員7番藤井くにご子委員に現地調査結果報告をお願いいたします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くにご子ですが、議案第110号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、後藤農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は83ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、一般住宅用地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました後藤委員、何かありますか。

〔「ないです」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

それでは、次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） それでは、84ページをご覧ください。

こちら、農地の区分といたしまして第2種農地、該当事項といたしまして街区形成内農地となっております。

続きまして、85ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては計画区域外、農業振興地域につきましては振興地域内、農用地区域につきましては農用地区域外、以上のことから、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 挙手全員であります。よって、議案第110号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第111号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員7番藤井くにご子委員をお願いいたします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くにご子ですが、議案第111号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、高橋農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は93ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、一般住宅用地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございました。

同行いたしました高橋委員、異議ありますか。ないですか。

〔「ありません」〕

○議長（会長） ありがとうございました。

それでは、次に、事務局より農業委員会意見の説明をお願いします。

○事務局（小松） それでは、95ページをご覧ください。

農地の区分といたしまして第3種農地、該当事項とした判断理由といたしまして、公共施設便益地域内農地となっております。

続きまして、都市計画区域につきましては計画区域外、農業振興地域につきましては振興地域内、農用地区域につきましては農用地区域外、以上のことから、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明にご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員でありますので、議案第111号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第112号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員7番藤井くに子委員をお願いいたします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くに子ですが、議案第112号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、小山田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は103ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、一般住宅用地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました小山田委員、何かありますか。

〔「ありません」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

以上で、現地調査結果の報告を終わります。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） それでは、104ページをご覧ください。

農地の区分といたしまして第2種農地、該当事項とした判断理由といたしまして、街区形成内農地となっております。

続きまして、105ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては計画区域外、農業振興地域につきましては振興地域内、農用地区域につきましては農用地区域外となっております。

以上のことから、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○議長（会長） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員であります。よって議案第112号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員7番藤井くに子委員に現地調査結果の報告をお願いいたします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くに子ですが、議案第113号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、後藤農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は113ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、賃貸住宅敷地・貸店舗敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました後藤委員、何もありませんか。

〔「ありません」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

現地調査結果の報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） それでは、114ページをご覧ください。

こちら、農地の区分といたしまして第3種農地、該当事項とした判断理由といたしまして、公共施設便益地域内農地となっております。

続きまして、115ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては計画区域外、農業振興地域につきましては振興地域内、農用地区域につきましては農用地区域外、以上のことから、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員であります。よって議案第113号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第114号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員7番藤井くに子委員に現地調査結果報告をお願いいたします。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くに子ですが、議案第114号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、後藤農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は123ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、店舗・駐車場敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました後藤委員、何かありませんか。

〔「ありません」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

現地調査結果報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） それでは、124ページをご覧ください。

農地の区分といたしまして第3種農地、該当事項とした判断理由といたしまして、公共施設便益地域内農地となっております。

125ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては計画区域外、農業振興地域につきましては振興区域内、農用地区域につきましては農用地区域外、以上のことから、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第114号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございます。

○議長（会長） 次に、議案第115号「農地の現況確認証明について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員7番藤井くに子委員をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○7番推進委員（藤井） 推進委員7番藤井くに子ですが、議案第115号、農地の現況確認証明について、結果報告をいたします。

令和3年9月30日、私、小山田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認を

してきました。現地調査の結果は130ページの現況確認証明確認書のとおりで、現況は、長年耕作を行っていない状況にあり、申請地は原野となっており、農地整備はないと判断いたしました。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号とお名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

議案第115号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員でありますので、議案第115号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

議案第116号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員でありますので、議案第116号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

ここまでは、議案でございますので、議案が全部終わりました。感謝を申し上げます。

5 報 告

○議長（会長） 次に、報告をお願いいたします。

報告第7号から報告第11号まで書いてありますので、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（小松） それでは、134ページをご覧ください。

報告第7号、事業計画書についてということで、認定電気通信事業所の携帯電話基地局の設置に伴う農地転用に関わる事業計画について、農地法施行規則の規定により届出を受理しましたので報告します。

続きまして、135ページをご覧ください。

今回届出があったのが、東京都世田谷区玉川一丁目14番1号、楽天モバイル株式会社代表取締役社長、山田善久ということで、今回、楽天モバイルの無線基地局を西郷村大字小田倉稗返126番の1の一部に電波塔を建てたいという事業計画書の届出がございましたので、報告をさせていただきます。

続きまして、137ページをご覧ください。

面積は453平米のうちの4平米ということになっております。

138ページのほうに案内図、下段のほうに公図を載せております。

139ページのほうに現地の建てる予定の場所の冊子を載せております。

続きまして、報告第8号、事業計画届出書についてということで、こちらも鉄塔の設置に伴う届出書の許可となっております。

なお、これから報告4つあるのですが、これは既にもう鉄塔を建て終わっている、以前、台上地区の大きな工事に4か所ほど一時転用で鉄塔を建てるための一時転用ということで、敷地を一時転用許可した場所でもあります。今回、申請者の方、その当時、事前協議を忘れてしまったということで、大変申し訳ございませんでしたということで、遡って協議をさせていただき、今回提出させていただきますということでしたので、受理しまして、今回報告をさせていただ

きます。

141ページをご覧ください。

福島県福島市栄町7番21号の東北電力ネットワーク株式会社執行役員、福島支社長の青野浩文ということで、続きまして、143ページをご覧ください。

こちら、143ページのほうに、一番上、赤くくくっておりますが、こちらが場所でございます。その当時、西郷村大字小田倉馬場坂109番の1ということで、土地の所有者小澤さん、こちらが実際的には109番の7、鉄塔用地の地番というのがあるのですが、分筆いたしまして、109番の7、転用面積として224.79平米を鉄塔にして転用をさせていただきたいという事前協議を受けました。

144ページのほうに案内図と公図、145ページのほうに写真を載せております。

続きまして、報告第9号、同じく鉄塔に伴う報告なんです、申請者は先ほどの方と同じとなります。

149ページをご覧ください。

今度は、149ページのこの表の2番目に赤枠で示しております西郷村大字小田倉字馬場坂61番1、岩鍋さんの土地のほうに、転用後につきましては、こちらが61番8に分筆されまして、面積が225平米となっております。

150ページのほうに案内図、公図、151ページのほうに現況の写真を載せております。

続きまして、152ページをご覧ください。

報告第10号ということで、こちらも鉄塔の協議となっております。申請者は先ほどと同様の方で、155ページをご覧ください。

この表の今度は3段目、西郷村大字小田倉字稗返199番1、こちらが、転用後は199番5へ分筆され、転用面積が289平米、鉄塔地へ転用したとなっております。

156ページのほうに案内図、公図、157ページのほうに現況の写真を載せております。

続きまして、最後になりますが、158ページ、報告第11号ということで、こちらも鉄塔の届出報告となります。

転用申請者は先ほどと同様の方で、161ページの表の一番下、場所が西郷村大字小田倉字稗返47番1、土地の所有者、櫻井さん。転用後は47番の3に分筆され、転用面積が609.04平米となっております。

162ページのほうに案内図と公図、163ページのほうにその当時の写真を載せております。

以上で協議の内容の報告を終わります。

以上です。

○議長（会長） ただいまの報告事項についてご意見のある方は、議席番号とお名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） それでは、特に意見がないようですので、報告第7号から報告第11号については、計画書のとおり承認をいただいたということでお願いをいたします。

6 協議事項

○議長（会長） 次に、協議事項に入ります。

事務局をお願いいたします。

○事務局（小松） 特にございません。

○議長（会長） 協議は特になし。

7 その他

○議長（会長） その他、事務局、お願いします。

○事務局（小松） すみません、それでは、その他といたしまして、本日、まず、何点かあるんですが、皆さんの手元に、内部に入れられたものがあると思うんですが、こちら、令和3年度の情報活動事業実施要領というのが一緒に袋の中に入っていると思うんですが、一番最後にあれなんですけれども、福島県内の農業委員、農地利用最適化推進委員は全員全国農業新聞を購読することということで、こちら側のほうで皆さんに購読していただいでいく予定となっております。

次に、農業委員、農地利用最適化推進委員は、1人につき毎年2部以上の新規購読申込みの確保をお願いしますということで、これ、毎年例年来ていたのですが、ちょっと今年はきつく活動してくださいということを頼まれましたので、皆さん、袋の中に3人分資材が入っております。そのうち2名分については、誰か心当たりのいる方とか声かけしていただいた方に、勧誘できなくても致し方ないので、そういう資材をお渡ししていただきたいと思います。残りの1人分が皆さんの農業委員と推進委員さんの分となりますので、そちらのほうの1人分の資材

は皆さんで活用していただきたいと思います。

なお、それのほかに、袋、こういうちょっとした袋のやつと、あとハンドクリームが皆様のお手元に別に届いていると思いますが、これは、ちょっと在庫が、ほかの勧誘部分に充てた分も特段全部なかったものですから、これは農業委員さんと推進委員さんのほうで使っていただければと思うんで、資材の勧誘にいたしたことでありますので、すみませんけれども、声かけ、勧誘等を1人2名様ということでお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、資料配付の件、今日渡したものに入っていたかもしれませんが、今年の福島県南の農業委員大会、昨年度はちょっとしなかったと思うんですが、本来であれば、バスで行ける方全員で参加していたところではございますが、コロナ禍ということで、今年も各農業委員会から5名までということで人数制限がかかってしまいました。なので、事務局1名と会長、もしくは副会長と考えておりますので、行きたいという方がいらっしゃいましたら、早い者勝ちなので、事務局まで報告していただきたいと思います。

今、この場で、誰か行ってみたいという方、いらっしゃいますか。いらっしゃらないですか。高橋さん、大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○事務局（小松）　じゃ、もしあれだったら、後で、一応、書いたとおりに、10月29日までにいろんな報告書、出せる感じにはなっておりますので、事務局に連絡いただければと思います。もしない場合は、事務局のほうでちょっと当たってみながら探したいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、女性の方ということで、島田さんと藤井さん、今日会場にいる方ですと、事前に女性農業委員、農地利用最適化推進委員の本会加入についてということで、今回、同封させていただきました。これ、年会費ちょっと3,000円かかっちゃうのですが、ぜひ、この福島県女性農業委員会協議会というのがあるらしいので、その会員とかになってくださいということで、今回、勧誘のほうの通知が来ておりますので、こちらのほうを検討していただいて、締切りが10月22日になっておりますので、それまでに事務局のほうにどうするかを報告していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、以上で報告は終わりになるのですが、11月、12月、11月につきましては、一応、農業委員さん、推進委員さん全員で参加していただく予定で考えております。今年度、今までちょっと渡せなかったのですが、今年度、皆さん、農地利用状況調査、8月、9月、大変ありがとうございました。今、事務局のほうでその調査結果をまとめておりまして、今月中にはま

とめられるかなということで、皆様調査していただいた調査票一式を皆さんにお渡しいたしまして、あと、若干、意識統一ということで、事務局のほうで何か所か出欠確認して、記載とかあれの仕方間違っていますよとか、そういうやつをちょっとお渡ししながら説明したいなと考えておりますので、そういう意味で、11月に関しては全員集まっていたらどうかと考えております。

12月も、今年最後となりますので、あといろんな単価とか総会で決めていただく活動となりますので、取りあえず、11月、12月におかれましては、全員参加で予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、事務局からの報告を終わります。

○議長（会長） 皆さんのほうからありますか。

〔発言する者なし〕

8 閉会の宣告

○議長（会長） 特にないようでございますので、本日の農業委員会総会は以上をもちまして終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

午後 時 分閉会